n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AS_{令3} = 0.00144$

$AS_{令4} = 0.00345$

AT_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$AU_{令4} = 0.00353$

AV_n　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

$AW_{令4} = 0.00302$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令4}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令4}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令4}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令4}(O_n \times P_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度

n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AS_{令3} = 0.00144$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令3}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令3}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令3}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令3}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令3}(O_n \times P_n)}{536\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度